

1、(運営規程へ追加する例)

(権利金等の取扱いについて)

第〇条 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜供与の対価として受領する費用以外の金品（いわゆる権利金等）は受領しません。また、前払金を受領する場合には、算定基礎を書面で明示し、入居後3ヶ月の間に契約が解除された場合、又は死亡により終了した場合には前払金の額から家賃等の月額を30で除した額に入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法で控除した額を返還することとする。

解説

「老人福祉法が一部改正されたことによる変更、入所後3月以内に死亡、解約等が行われた場合には日割り計算等を行い返還を行うこととします。福島市独自として、契約書のほか運営規程に記載をするものとししました。既に同様の内容が運営規程にある場合は追加不要です。また、認知症対応型共同生活介護（予防含む）、地域密着型特定施設の方に適用となります。」

2、(運営規程へ追加する例)

(個人情報の取扱いについて)

第〇条 個人情報の取扱いについては関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いを行う。

解説

「個人情報の適正な取扱いを再認識するため運営規程に明記することとしました。既に同様の内容が運営規程にある場合は追加不要です。」

3、(運営規程へ追加する例)

(地域との連携について)

第〇条 地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行うこととする。

解説

「地域との連携に関する取組みを運営規程に明記することとしました。地域包括ケアシステムを推進させるためです。既に同様の内容が記載されている場合は追加不要。」

4、(運営規程へ追加する例)

(虐待防止のための措置について)

第〇条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達するものとする。

解説

「高齢者の尊厳の保持、権利、利益擁護の重要性から運営規程へ明記することとしました。既に同様の内容が記載されている場合は追加不要です。」

5、条例に追加した独自の規定

【全サービス共通 一例】

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成後、当該認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握及び目標の達成状況についての評価を行い、必要に応じて当該認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規程する認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

7 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

解説

既に事業所においては実施済みで対応については問題が少ないと思われるが、サービス計画の検証、評価を行うことを条例に明記しました。

サービス利用希望 ⇒ アセスメント ⇒ サービス計画の作成 ⇒ サービスの実施

⇒ モニタリング・サービス提供状況の確認 ⇒ サービス評価・効果の検証

⇒ サービス計画へ反映、適宜修正

6、条例に追加した独自の規定

【利用料に関する書類の整備を5年間とする(全サービス共通)】

解説

介護報酬の返還請求の消滅時効が5年間となっているため、保存期間を5年としました。